

令和 8 年度における教育課程特例校の新規指定・変更・廃止に係る申請手続について

1 指定の対象について

教育課程特例校は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を対象とし、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない特例を認める学校であって教育課程の特例を必要としないものは指定の対象とならないこと。

2 申請に先立つ保護者や地域住民その他の関係者への説明について

教育課程特例校の新規指定や変更の申請に当たっては、申請に先立ち、申請を予定している特別の教育課程の内容について、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとすること。

3 新規指定、変更又は廃止に係る申請書等の提出について

(1) 提出書類

新規指定申請：【様式 1（本体・別紙）】教育課程特例校指定申請書

指定変更申請：【様式 2（本体・別紙）】教育課程特例校指定変更申請書

指定廃止申請：【様式 3（本体・別紙）】教育課程特例校指定廃止申請書

※様式の本体及び別紙について記入すること。

※申請書を提出する際は、Excel ファイル(.xlsx) 形式で提出すること。また、下記(6)

①の記載に従い、ファイル名を設定すること。

※新規指定及び変更の申請の場合、申請書の別紙に特別の教育課程の編成・実施を希望する各学校の教育課程表を記載すること（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校については、任意の様式で教育課程表を申請書と併せて提出すること）。

※必要に応じて、特別の教育課程の概要について補足する資料を併せて提出すること。

(2) 申請期間

令和 7 年 6 月 3 日（月）～ 8 月 29 日（金）

(3) 提 出 先

文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教育課程企画室 企画係

(4) 提出方法

①提出用 URL へ申請様式をアップロード

「(6) 申請書等の提出に当たっての留意事項」に従って、ファイル名を設定の上、以下の URL にファイルをアップロードしてください。

新規（様式 1）：<https://mext.ent.box.com/f/6d730f854c1e4dfd938cd3e64a45d14f>

変更（様式 2）：<https://mext.ent.box.com/f/a4683d2bd28d41adb48753922db7835a>

廃止（様式 3）：<https://mext.ent.box.com/f/1f9e02510709436cb7a9df77d4a0d02e>

※セキュリティの関係等、特段の理由で上記 URL へのアップロードが難しい場合は、

教育課程企画室 (kyokyo@mext.go.jp) 宛てに、メールで御提出ください。

※(1)にお示しした資料以外の送付状等は御提出不要です。

②申請登録フォームに回答

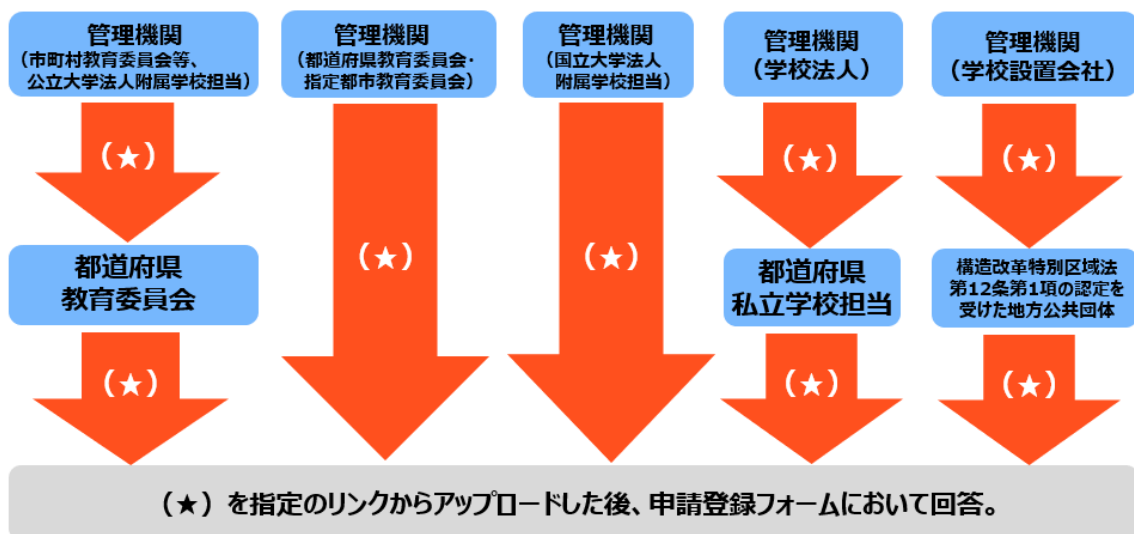
資料をアップロード後、以下のフォームに回答してください。

フォーム：<https://forms.office.com/r/uqhr0QmKBB>

(5) 提出までの流れ

- ① 各学校の管理機関（設置者）が、原則として申請を行う学校ごとに、(1)の提出書類を作成する。ただし、同じ管理機関における複数の学校において、申請区分と内容が同じ場合は、1件の申請様式にまとめて(1)の提出書類を作成する。
- ② 都道府県教育委員会・都道府県私立学校担当・構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体は、域内の各管理機関から提出のあった提出書類について、記載の不備が無いかどうかを含め内容を確認のうえ、(4)の手順に従って提出する。

※都道府県・指定都市教育委員会が設置する公立学校、国立大学法人附属学校については、管理機関が直接提出。



（★）＝ 提出書類

(6) 申請書等の提出に当たっての留意事項

- ① 申請書類のファイル名は、以下のとおりとすること。

■様式1～3（本体・別紙）申請書について

00 都道府県指定都市名（管理機関名）【様式1】複数の場合は①②…（〇〇学校外〇校）

（例）01 北海道〇〇市教育委員会【様式1】②（A小学校外3校）

- 01 北海道学校法人〇〇【様式 1】（A 小学校外 3 校）
- 48 札幌市教育委員会【様式 2】（A 小学校外 3 校）
- 01 北海道教育大学【様式 3】（A 小学校外 3 校）

■補足資料について

00 都道府県指定都市名（管理機関名）【様式 1 補足】複数の場合は①②…（〇〇学校教育課程表）

（例）01 北海道〇〇市教育委員会【様式 1 補足】②（A 高等学校教育課程表）

01 北海道学校法人〇〇【様式 1 補足】（A 高等学校教育課程表）

48 札幌市教育委員会【様式 2 補足】（A 高等学校教育課程表）

01 北海道教育大学【様式 3 補足】（A 高等学校教育課程表）

- ② 修正等により申請書類を再提出する場合も、（4）①に記載の提出用 URL へアップロードしたうえで、（4）②に記載の申請登録フォームへ入力すること。

4 特別の教育課程の編成・実施に関する留意事項

- （1）高等学校及び中等教育学校の後期課程における教育課程については、新高等学校学習指導要領（平成 30 年文部科学省告示第 68 号）が令和 4 年 4 月 1 日から年次進行で実施されていることから、過年度において、改訂前の高等学校学習指導要領によらない特別の教育課程として指定を受けたものの、新高等学校学習指導要領が適用される年次において新高等学校学習指導要領のもとで教育課程の特例を必要としない学校については、変更又は廃止の申請が必要であること。
- （2）小中一貫教育、中高一貫教育を行う学校においては、設置者の判断で活用可能な教育課程の特例を活用することが考えられ、教育課程特例校制度の活用が不要となっていること。なお、この場合においても、各課程における独自教科等の設置やイマージョン教育など、小中一貫教育、中高一貫教育の特例の範囲に当てはまらない内容については、教育課程特例校制度の対象であること。

5 その他留意事項

- （1）「教育課程特例校制度実施要項」（平成 20 年 10 月 16 日文部科学大臣決定、令和 3 年 7 月 30 日改正）及び「教育課程特例校実施要項の改正及び授業時数特例校実施要項の決定等について（通知）」（文科初第 772 号令和 3 年 7 月 30 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）の内容を十分に踏まえること。
- （2）令和 4 年度申請から、教育課程特例校制度の取組の終期は設けていないこと。したがって、取組を終了する際は、その前年度に指定変更又は指定廃止の申請を行うこと。
 なお、令和 7 年度を終期としている教育課程特例校について、指定変更申請もしくは指定廃止申請が提出されなかった場合は、終期を定めず、現在の特例を継続して実施す

るものとして扱うこととする。

- (3) 申請書は、学校ごとに作成することが原則であり、学校によって異なる特別の教育課程を編成・実施する場合には、それぞれ別の申請書に記載すること。ただし、複数の学校において、同一の特別の教育課程を編成して実施することを希望する場合（例えば、市内全ての小学校で同じ取組を実施する場合など）、特別の教育課程について同一の内容変更を希望する場合や、一度に複数の教育課程特例校の廃止を希望する場合には、実際の事務上の便宜を考慮し、管理機関は、複数の学校分を1つにまとめた申請書を作成することができること。その際、様式1～様式3の別紙において、学校名の一覧を記載すること。
- (4) 一つの管理機関が設置する複数の学校のうち、一部の学校のみが教育課程特例校に申請することも可能であること。
- (5) 域内において既に教育課程特例校の指定校があり、同内容の取組を他の学校でも始める場合、変更の申請ではなく、新たに取り組を始める学校についての新規指定の申請を行うこと。また、複数の学校が同一の特別の教育課程を編成・実施している場合に、一部の学校のみで教育課程特例校を廃止する場合、変更の申請ではなく、廃止する学校についての廃止の申請を行うこと。
学校の新設又は統廃合等がある場合も同様であり、当該学校について新規指定及び廃止の申請を行うこと。
- (6) 教育課程特例校においては、年度当初に編成した特別の教育課程を着実に実施することが求められており、年度の途中での特別の教育課程の変更・廃止はできないこと。特別の教育課程の変更・廃止を希望する場合は、変更・廃止を希望する年度の前年度の8月31日までに申請を行うこと。
- (7) 管理機関は、教育課程特例校における特別の教育課程の編成の方針等に関するウェブサイト等における公表について、実施初年度の5月31日を期限として文部科学省に報告することとされており、その提出方法等については、別途連絡することを予定していること。